

令和3年第10回辰野町議会定例会会議録（16日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催年月日 令和3年12月15日 午後2時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名
 - 1番 吉澤光雄
 - 2番 松澤千代子
 - 3番 山寺はる美
 - 4番 瀬戸純
 - 5番 矢ヶ崎紀男
 - 6番 津谷彰
 - 7番 池田睦雄
 - 8番 樋口博美
 - 9番 舟橋秀仁
 - 10番 小澤睦美
 - 11番 小林テル子
 - 12番 古村幹夫
 - 13番 向山光
 - 14番 岩田清

5. 会議事項

- 日程第1 議案第3号 辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第4号 辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第2号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第5号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第6号 辰野町立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第7号 令和3年度辰野町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第4 議案第10号 令和3年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第12号 令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第14号 令和3年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第8 追加提出議案の審議について
議案第16号 令和3年度辰野町一般会計補正予算（第14号）

日程第9 議員提出議案の審議について

発議第1号 新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める意見書の提出について

発議第2号 辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める意見書の提出について

議案第10 陳情第14号の継続審査について

日程第11 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第12 議員派遣について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	加藤恒男
まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹	住民税務課長	三浦秀治
保健福祉課長	竹村智博	産業振興課長	赤羽裕治
事業者緊急支援担当課長	岡田圭助	建設水道課長	宮原利明
会計管理者	中村京子	こども課長	小澤靖一
生涯学習課長	西原功	辰野病院事務長	今福孝枝

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑原高広
議会事務局庶務係専門員	有賀智美

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第11番	小林テル子
議席第12番	古村幹夫

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

議会最終日となりました。よろしく願いいたします。定足数に達しておりますので、令和3年第10回定例会、第16日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第3号、辰野町公共下水道事

業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上2議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。それでは令和3年12月定例会、条例審査委員長報告を行います。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました条例審査案件2件について、12月9日午前9時より総務産業常任委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。なお2件の条例審査には担当である建設水道課の職員から説明を受けました。以下その概要を報告いたします。付託された2件の条例審査は相互に関連するものであり、同時に審査いたしました。議案第3号、辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は辰野町公共下水道事業排水区域接続のうち、辰野町農業集落排水処理施設の沢底地区と辰野北部地区の2地区を公共下水道へ令和3年度末までに接続可能となった。そのため議案第3号にて同2地区を辰野町第2負担区に加える。経過措置として、辰野町農業集落排水処理施設の受益者負担金加入申込金を納入済みの加入者は、辰野町公共下水道受益者負担金を徴収されたものとみなすとするために条例の一部を改正したいとするものです。また議案第4号は同2地区を辰野町農業集落排水処理区域から削除するために、条例の一部を改正したいとするものです。変更点として議案第3号は公共下水道接続により沢底地区と辰野北部地区の一部を公共下水道受益者負担扱いとする。議案第4号は同2地区を農業集落排水処理施設の管理から削除するとするものです。主な質疑として、「該当地域にどのように説明し納得いただいたか」の質問に対して、「沢底地区は昨年9月から北部地区は今年2月から住民説明会等を重ねた。使用料金が農集の定額制から公共下水では従量制になり、上水道等の使用状況により請求額が変わること等を丁寧に説明しました。特に反対意見はなくご理解いただいたと考えている」との答弁でした。「5地区同時の公共下水道接続はできなかったのか」の質問に対して、「2015構想の短期接続計画に沿ったものである」との答弁でした。「2地区の水洗化率」の質問に対して、「令和3年3月31日現在、北部地区158世帯98.4%、沢底地区115世帯97.1%」との答弁でした。「各地区の事情があるため、各地区組合と町の信頼関係を

構築し、話を進めてほしい」と意見が出されました。議案第3号について反対意見はなく、採決した結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。また議案第4号について反対意見はなく、採決した結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。以上総務産業常任委員会に付託された条例審査2件の審査結果を報告しました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号、辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第4号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。この採決は起立により行います。本件については地方自治法第244条の2第2項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は14名であり、その3分の2は10名であります。なおこの特別多数議決には、私議長も表決権を行使することをとされておりますのでご了承願います。お諮りいたします。本件については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

○議長

ただいま起立者数全員であります。よって所定数に達しております。議案第4号は原案のとおり可決されました。日程第2、議案第2号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第5号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第6

号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例について、以上3件を議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長津谷彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（津谷）

本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました、議案第2号、第5号、第6号についての審査状況を報告します。12月9日午前9時から福祉教育常任委員会室において委員全員出席のもと、担当課職員に内容を求め質疑を行いました。議案第2号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由は分娩の際に重度の脳性麻痺を発症してしまった子ども、家族の経済的負担を速やかに補償する産科医療保障制度の見直しによる健康保険法施行令等の一部改正及び高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、辰野町国民健康保険条例の一部を改正するものです。主な質疑として「1. 掛け金の引き下げ分を確保するためなのか」という質問に対し、「そのとおりであり、下がった分を補填するものである」「2. 掛け金は個人がかけるのか町がかけるのか」という質問に対し「出産の際にこの制度に登録した分娩者が一時的に払うが、出産一時金の中に含まれ支給されるため、最終的には町が分娩機関に払うことになり本人負担はない」「3. 分娩者が全員払うのか」という質問に対し、「分娩機関が制度に加入していれば払う、この制度に加入していない所もある」との答弁でした。また「分娩機関に掛かる際に制度に加入しているか妊婦さんはわかるのか、またその周知は」の質問に対しては、担当課より全委員に制度の啓発チラシの提供があり周知されていることを確認し、長野県内では、ほぼ100%が制度の登録をされていることが分かりました。以上審査のうえ、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第5号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正をする条例について、提案理由は内閣府令の一部改正に伴い、辰野町特定・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。デジタル化の推進に伴い電磁的方法による申請また記録等を可能とするものです。主な質疑として「1. 特定教育・保育施設の対象はどこか」という質問に対し、「町内では公立保育園6園とヨゼフ幼稚園」「2. 電磁的方法の提供を受ける人と受けない人の管理は」という質問に対し、「しばらくは併用するが、現在スマホによるオクレンジャーを全員が登録しているため、次の段階に進めやすいのでは」との答弁でした。以上、審査のうえ採決の結果、全員一致で可決すべ

きものと決しました。議案第6号、辰野町辰野町立図書館条例の一部を改正する条例について、提案理由は辰野町立図書館を閉館したことに伴い、条例の一部を改正するものです。主な質疑として「1.平成27年11月に小野図書館の住民ニーズに沿った再生を求める要望書が地元区から出されましたが、平成31年3月に町が地元区等へ閉館したいという方針を説明するまでの間、地元区との協議はされたのか」という質問に対し、「その間に図書館協議会や外部評価委員などに投げかけ、状況を話してきている。令和2年1月29日に文書で回答した」「2.要望者が出されてから3年4箇月の間に地元区と協議ができなかった理由は」という質問に対し「要望書提出時に懇談を持った中、現状を見た時利用者の減少や施設の問題により、このままの形を残すことは無理と承知をしている。今の図書館が無くなっても何らかの形で残せるならばということで落ち着いた。この時点で回答をしなくていい雰囲気があったため、要望書に対する回答を出すのに時間を要した」「3.閉館せざるを得ないと判断したのはいつか、教育委員会での判断をしたのか」という質問に対し、「主に図書館委員会が協議をした。平成31年3月1日に地元へ閉館を投げかけ6月19日に承認された後、12月18日図書館協議会を行い閉館に向けて説明をして了解を得た」「4.町の文書で閉館と休館が混在しているがどちらなのか」という質問に対し、「図書館機能が今後維持されていくことで休館、閉館、閉鎖の意味を深刻に確認しなかったと推察する。小野区から図書館機能は消えるということではない」「5.地元からの要望書に対する町の回答事項について検討状況と今後の見直しは」という質問に対し、「今年度の蔵書整理がここで終わる。それを受けて文化的施設ということで、小野区と教育委員会文化係を中心に、小野宿の街並み保存の一つとして検討している。図書館機能については塩尻市の北小野支所内にあるイメージで、小野農民研修センターや新たな図書館機能を持つ建物に移すなどの検討をしている」「6.教育施設の廃止に関して教育委員会の権限と議会の議決権との関係について、今回の廃止に等しい閉館は議会議決を得て行うべきではなかったのか」という質問に対し、「教育委員会は廃止の権限や議会に対して条例を提出できる権限を持っていない。教育委員会で協議をしたのち町長とも協議をして、町長から議会へ条例を提出するものと理解している」との答弁でした。また、「時間がかかる中で地元との協議が薄かったのでは」「教育委員会の記録をもう少し具体的に残してほしい」「今後教育施設を廃止に等しい閉館とする場合、議会議決を得てから行うべきだ」との意見が出ました。以上、審査の上、採決の結果全員一致で

可決すべきものと決しました。3件についてそれぞれ採決した結果、いずれも全員一致で可決すべきものと決しました。以上委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第5号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第6号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。本件については地方自治法第244条の2第2項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は14名であり、その3分の2は10名であります。なおこの特別多数議決には、私議長も表決権を行使することとされておりますのでご了承願います。お諮りいたします。本件については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

○議長

ただいま起立数は全員であります。所定数に達しております。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。日程第3、議案第7号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。これより、質疑討論を行います。ありませ

んか。

○吉 澤 (1 番)

一般会計補正予算 13 号について 4 点ほど質問をさせていただきます。まず議案書 15 ページ、総務費の 220 乗合タクシー運行事業、12 委託料 30 万円の委託料増額ですが増額の理由を教えてください。次に予算書 21 ページ、民生費 0371 事業保育園運営事務、02 給料 913 万 5,000 円の不用減額がここで計上されていますが、理由、事情をお聞かせください。次に予算書 27 ページ、土木費 0801 土木総務事務、18 番の負担金、補助及び交付金、住宅リフォーム補助金が 220 万円増額補正となっていますが、この理由を教えてください。続いて 28 ページ、同じく土木費の 0803 道路維持事業、12 の委託料、除雪委託料 700 万円の増額になっていますが、対象路線が増えるのかどうということなのか増額の理由を教えてください。以上です。

○まちづくり政策課長

それではまず初めに補正予算書 15 ページの、乗合タクシー運行事業における委託料増額の理由についてご説明申し上げます。当事業につきましては年間 242 日間を運行し、時間単価にて契約をし年額約 98 万円を見込んでおります。そのうち運賃収入 70 万円を除く年間 910 万円を予算措置しておりましたけれども、運賃収入が約 30 万円減少する見込みとなったため補填するための補正でございます。以上でございます。

○こども課長

はい。それでは補正予算書 21 ページ 0371 の給料でございますけれども、保育士が育児休業に入ったことに伴う給料の減額でございます。

○建設水道課長

0801 の住宅リフォーム補助金の増額についてでございますが、今 60 件の当初予算がありました。今現在 57 件の利用がありましてこれにつきましては、コロナ禍の中事業所の応援も含んでいる事業でございますので、20 件分の増額を計上させていただいております。それから 0803 の委託料でございますが、当初予算が 1,300 万です。前回の答弁で言いましたが必要経費として 1,500 万必要ってことで、もう足りない状況でございます。それプラス除雪の費用ということで 700 万ということで要望させていただいております。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○吉 澤 (1 番)

はい。建設課長の最後の除雪の説明ですけども、当初 1,300 万の予算計上これは私も確認しました。説明も若干あったかと思うんですが、1,500 万必要であって更に 700 万必要だっていうのは、当初予算の見積りがちょっと足りなかったということですかね。何かそれとも何か新しい事情ができたんですかね。

○建設水道課長

除雪につきましては業者の機械を確定するまでの金額っていうのは想定できないので、今回機械の諸経費をあれした中では 1,500 万必要っていうことになりました。1,500 万ということは残りの 200 万が足りなかったのあと 500 万は何かっていうと、除雪に関わる経費です。1 時間ごといくらっていう経費が 0 なもんですからここでさせていただきます。以上です。

○議 長

よろしいですか。はい。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑・討論を終結いたします。これより、議案第 7 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算 (第 13 号) を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 7 号は原案のとおり可決されました。日程第 4、議案第 10 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 10 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。日程第 5、議案第 12 号、令和 3 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 12 号、令和 3 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なし）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 14 号、令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 14 号、令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なし）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。日程第 7、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第 10 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書、陳情第 11 号、最低制限価格の設定に関する陳情書、陳情第 12 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書、陳情第 13 号、新型コロナウイルス禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書、陳情第 14 号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出についての陳情書、陳情第 16 号、新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める陳情、以上 6 件について総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（池田）

令和3年12月定例会、陳情審査委員長報告を行います。本定例会初日に、当委員会に付託されました陳情第10号、第11号、第12号、第13号、第14号及び第16号の6件の審査結果を報告いたします。12月9日午前10時20分から総務産業常任委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。陳情第10号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書、提出者は一般社団法人長野県建築士事務所協会、会長土屋長命氏。一般社団法人長野県建築士事務所協会、上伊那支部長宮下治氏。趣旨は、安全・安心な社会インフラの確保のために建築物の設計・工事監理業務の発注に際して、建築士法の規定に基づく業務報酬基準の大臣告示が見直され、新しい基準「告示第98号」に準拠して改訂された「官庁施設の設計業務等積算要領」に基づく算定が行われるよう陳情するものです。審査における主な意見として、建築士法の規定に基づく業務報酬基準を大臣告示の見直しに従うべきは、当町の行政執行は十分認識され留意されて実行されている。町に同様の陳情が出されているため、行政と議会の認識は共有されている。町には陳情の趣旨に沿って適正な競争原理による発注を要望すべきは、当町政において十分認識され留意されて実行されている。職員の専門職強化を図り、適正な発注業務が行われるように要望すべき。過去に同様の陳情が出され趣旨採択としていたが、大臣告示に従い採択を妥当と考える等の意見が出されました。反対意見は特になく、採決の結果、委員全員一致で採択すべきものと決しました。陳情第11号、最低制限価格の設定に関する陳情書、提出者は陳情第10号と同じです。趣旨は、建築物の設計・工事監理業務等を入札により発注する場合は、最低制限価格設定を行う。また最低制限価格の設定は、発注予定額の90%以上に設定するよう陳情するというものです。審査における主な意見として、設計料と工事監理料を低く落札しすぎると工事が心配になるが、町の工事監理は十分に認識され留意されている。設計ソフトの利用は適正な積算価格の正確性が確保できている。職員の専門職強化を図り、適正な発注業務が行われるように要望すべき。過去に同様の陳情が出され趣旨採択としていたが、国の報酬基準や県の失格基準価格設定に従い採択が妥当と考える等の意見が出されました。反対意見は特になく、採決の結果、委員全員一致で採択すべきものと決しました。陳情第12号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書、提出者は陳情第10号と同じです。趣旨は、耐震診断業務の発注において、建築士法の規定に基づき国土交通大臣が定めた業務報酬基準

告示第 670 号に準拠した契約行為を陳情するもの。また告示第 98 号に基づいた改修工事の業務報酬の算定を陳情するものです。審査における主な意見として、陳情第 10 号、第 11 号と同様に国・県の業務基準に則り適正な業務執行の趣旨であり賛同できる。職員の専門職強化を図り、適正な発注業務が行われるように要望すべき等の意見でした。反対意見は特になく、採決の結果、委員全員一致で採択すべきと決しました。陳情第 13 号、新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書、提出者は、上伊那農民組合、代表者竹上一彦氏。陳情第 16 号、新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める陳情、提出者は上伊那農政対策委員会、委員長御子柴茂樹氏、上伊那農業協同組合、代表理事組合長御子柴茂樹氏。本 2 件は陳情内容が同一となっているため同時に審査しました。趣旨は、コロナによる米の需給減少分は政府の責任により過剰在庫分を至急買い入れるなどの特別な隔離対策が必要である。不要なミニマムアクセス輸入米、年間 77 万トンの輸入調整など国内産優先の米政策に転換する必要がある。農業者の経営と地域経済を守るため、コロナ禍のかつて経験したことがない危機的な事態の中で、従来の政策的枠組みにとらわれない政策を求めるものです。審査における主な意見として、国内米の過剰在庫とミニマムアクセス輸入米を生活困窮者へ届ける。農業経営の支援を進めてほしい。買い取りだけでない経営支援は大変重要である。日本のコメ自給率が非常に低く、中山間地は荒れ放題になっていく。食料自給は基本である。学校給食の国産米利用は不十分であり、もっと使用してほしい。県立高校も米食を採用してほしい等の意見でした。反対意見は特になく、採決の結果、委員全員一致で採択すべきものと決しました。意見書は陳情第 13 号と第 16 号と一つにまとめて提出することとしました。陳情第 14 号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出についての陳情書、提出者は陳情第 13 号と同じです。趣旨は、2023 年 10 月からのインボイス制度、適格請求等保存方式実施に向け、本年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が進められている。コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊するもとで自営業者の経営危機が深まり、インボイス制度に対応できる状況ではない。多くの中小企業団体や税理士団体も、凍結、延期、見直しを表明し、現状での実施に懸念の声が上がっている。そのため消費税のインボイス制度は実施を注視することを陳情するものです。審査における主な意見としては、2 年後の制度実施に向け動き出している。延期、見直しはあるが中止するのは無理と考

える。個人事業者はほとんどが免税業者で、協同組合と個人との両取引があり複雑になり混乱している。中止と言っても今後の対応が難しく中止までは望めないのではないか。まだ納得感がなく時期尚早で判断すべきではないので継続審査を希望する。制度移行に経過措置があり様子見したい。今の時期に制度実施すれば個人事業者はやめていく。制度には不透明なところもあり継続審査として経過観察したい。1年程度様子見したい。農業者の9割が免税事業者、中小の米農家が課税業者に転換せざるを得なくなる。経過措置はあるが課税強化しようとしている。小規模事業者を苦しめる制度と考え、中止に賛成する。継続審査等にするのではなく採択か不採択の判断をすべき等の意見でした。反対意見は特になく採択と継続審査の要望が出されたため、継続審査に付すべきかについて表決をとった結果、継続審査に賛成5、反対1となり継続審査と決しました。よって本定例会に継続審査申出書を提出いたします。以上、陳情6件に対する委員会の審査結果を報告しました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ただいまの委員長報告に対し、始めに陳情第10号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第10号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第11号、最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第 11 号、最低制限価格の設定に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第 12 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第 12 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第 13 号、新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書についてを質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第 13 号、新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第 16 号、新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める陳情について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 16 号、新型コロナウイルスの影響における米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり決しました。次に、福祉教育常任委員会へ付託となりました請願第 15 号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める請願書について、福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長津谷彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長 (津谷)

本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました、請願第 15 号の審査結果を報告します。12 月 9 日午前 9 時 50 分から福祉教育常任委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。請願第 15 号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める請願書の審査結果です。提出者は辰野高等学校同窓会、会長篠平良平氏、紹介議員古村幹夫議員。趣旨は、辰野高校は県内でも有数の小規模校の特性を活かした歴史ある学校であり、開校以来社会に貢献し幅広く活躍する立派な人材を数多く輩出しております。一方生徒たちも地域の学校と

して辰野町を中心に地元フェスタの参加や保育園・小中学校との交流を積極的に行っており、更に地域とのかかわりを大切にして公民館活動や文化芸術活動においても多くの町民と熱心に交流を重ねるなど、町民と協働する高校生が集う学校として、地域活性化・まちづくりに大きく貢献しています。また、令和4年度より生徒の希望進路を加味したコース制を導入するなど、画一的な高校とは一味も二味も違う特色ある高校づくりに取り組んでいく予定です。さて、令和3年9月に公表された「高校改革 夢に挑戦する学び 再編・整備計画（二次）」の中で辰野高校は全日制普通科高校とすることが示され、同窓会としても再編問題は将来にわたる重要な課題と位置づけ、町や学校関係者と情報・意見交換を行ってきました。しかし商業科が無くなることでいづれ1学年2学級の規模に定員が減らされるのではと懸念をしています。幅広い教育課程の編成、生徒や教師と幅広い出会い、学校行事や部活動などの集団活動の活性化などの視点から、ある程度の学校規模が必要であると考えます。部活一つとっても野球やサッカーなど生徒たちに人気の高い団体競技ができなくなるなど、生徒の興味や関心に応じた選択の幅を狭めていくこととなります。更に高校生活で大切なのは多くの個性が異なる仲間との出会い、コミュニケーション能力を高め、切磋琢磨の中で自我を上げることにあり、その機会が限られることにもなります。また定員縮小は教員の配置に直結し、きめ細やかな学習指導、教科等の選択幅の確保、学校行事や部活動などの社会性を育む集団活動の場の保障、校内研修を通じた教員の指導力の向上など高校教育の質への影響が危惧されます。そのためより良い教育環境を整備するには、現在の規模以上の学校を維持することが重要であると考えます。つきましては辰野高校は上伊那地域と辰野町の子どもたちにとって、必要不可欠な高校として存在すべきであることから、「学びの改革 基本構想」で示した再編に関する基準に沿って再編後も募集定員120人以上、1学年・学級数3学級以上を継続されることを要望するものであります。冒頭、紹介議員である古村議員から説明を求め審査をしました。審査における意見は1. 議会として挙げる意味はある。高校での少人数学級について議論されていないなど県教委の進め方に問題はある。2. 単に規模の問題ではなくどれだけ魅力ある学校づくりができるかが課題。単純に数の論理だけでいくべきではない。3. 辰野町の活性化のためにも120人以上の体制を継続してほしい。4. 請願を出すことは私たちも責任を伴う、深く関わり魅力ある学校と一緒に考えていくことを考えるべきだ。5. 同窓会、議会などが町と一体になって真剣に辰野高校を残すことを考えるべ

き。6. 意見書の中に町や議会の関与を示し、存続に対し強い関心があり支援をしていく姿勢があることをにじませていく必要がある。以上の討論のうえ、採決の結果、全員一致で採択すべきとし、意見書を提出することを決しました。以上委員長報告といたします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、請願第 15 号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める請願書について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、請願第 15 号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、請願第 15 号は、委員長報告のとおり決しました。日程第 8、追加提出議案の審議について、議案第 16 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算(第 14 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

はい。令和 3 年度辰野町一般会計補正予算(第 14 号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、コロナ克服新時代開拓のための経済対策で実施する、子育て世帯への臨時特別支援事業先行給付金及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金、令和 3 年 8 月の大雨災害に係る災害復旧工事費等の追加であります。補正総額は 4 億 3,307 万 8,000 円の追加で予算総額は 99 億 5,537 万 2,000 円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金、県支出金、繰入金繰越金及び町債の追加であります。歳出につきましては民生費で新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する取り組みとして 18 歳以下の児童一人につき 5 万円を支給する給付金と、様々な困難に直面し

た方々の生活と暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等を対象に1世帯当たり10万円を支給する給付金に係る経費の追加です。なお子育て世帯への臨時特別給付金は18歳以下の児童一人につき10万円の給付を行うこととされておりますが、今回はそのうちの5万円を先行的に現金給付するものであります。災害復旧費では重機等借上げ料から農業用施設等復旧工事への振り替えと財源組み換え、補助事業関係で農業用施設8箇所、農地6箇所の災害査定結果による復旧工事費等の追加です。地方債補正は災害復旧事業債の変更です。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑、討論を行います。ありませんか。

○津 谷 (6番)

議案書12ページであります。子育て世帯への臨時特別支援事業先行給付金ということで、10万円の給付の中のまず先行して5万円を給付するという説明がありました。残りの5万円に対しての給付の仕方ではありますが、クーポンまたは現金なのか、例えば専決処分にして10万円一括になるのか、残りの5万円に対してどのような形になるのか教えてください。

○町 長

はい。残りの5万円分の支援について今の質問でございますが、現金給付とする予定であります。先行給付金は12月27日に給付する予定で、すでに事務を進めているところでありますが、残りの5万円分も準備が整い次第速やかに給付できるように対処してまいりたいと考えております。事務処理に上伊那で共同利用しております広域システムでの対応が必要となるため、費用の見積もり等の検討をお願いしているところでありますが、年内の給付には間に合わない見込みと聞いております。広域システムの対応に係る経費とスケジュールが確定したところで速やかに予算措置、場合によっては専決補正で一日でも早い給付に向け、準備を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議 長

よろしいですか。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号、令和3年度辰野町一般会計補正予算（第14号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。日程第9、議員提出議案の審議についてを、議題といたします。はじめに、発議第1号、新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める意見書の提出についてを、議題といたします。議案の朗読を致させます。

○議会事務局長

（発議第1号 朗読）

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号、新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める意見書の提出についてを、採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

（起立 13人）

○議長

起立全員です。よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。次に発議第2号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める意見書の提出についてを、議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

（発議第2号 朗読）

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第2号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める意見書の提出についてを、採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 13人)

○議長

起立全員です。よって発議第2号は、原案のとおり可決されました。日程第10、陳情第14号の継続審査についてを、議題といたします。総務産業常任委員長から陳情第14号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出についての陳情書について、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。ここで質疑を行います。ありませんか。質疑、討論、質問ですか。はい。

○向山(13番)

今回、第14号として出された陳情とほぼ同一の趣旨で6月議会に陳情が出されております。この時には総務産業常任委員会として、継続審査をするということでこの議会、本会議においても継続審査が決定されております。この6月議会後のこのインボイスに関する継続審査、閉会中の審査状況についてお聞きします。

○総務産業常任委員長(池田)

今の質問に対してお答えいたします。本年6月定例会にインボイス制度廃止の陳情書が出されました。当委員会で継続審査を行うということをお願いしまして、具体的には国税局と税理士からそれぞれの近況の考え方を伺い、調査研究ののち当委員会で継続審査の進め方を協議、2回協議し、陳情書の採決は取らないとの意見に対して賛成多数となっております。以上です。

○議長

向山議員、よろしいですか。はい。質疑を終結いたします。次に討論を行います。

○向山(13番)

陳情第14号の継続審査とする委員長報告に反対し、採択するべきであるとの立場で討論いたします。論点は二つございます。一つはこの消費税インボイス制度の導入によって、農業者をはじめ中小零細事業者の事業継続が困難となる状況が予想されることから、このままでのインボイス制度の導入は中止すべきであるということであり、論点の二つ目はこの陳情に対して議会として態度を明らかにすべきであり、継

続審査にはすべきでないということでもあります。まずこのままでのインボイス制度の導入は、中止すべきであるということについてであります。インボイス制度は事業者が請求書、領収書に納税者番号を付記して、課税事業者として消費税を申告する際にこれらを集計して消費税を計算するものであります。年間売上額が1,000万円以下のこれまで消費税が免税となっていた事業者にとっては、このインボイス発行をしないと取引をしてもらえなくなり、事業の継続が難しくなります。しかしインボイスの発行には多大な事務負担がかかり、またインボイス発行のための登録をした場合、免税事業者ではなくなり消費税の申告、納税義務が新たに生じることになります。一定の経過措置があるとはいえ、中小事業者への免税制度をなし崩しにするものであり、中小企業・自営業者等の経営危機が深まる恐れは多大であると言わざるを得ません。適格請求書発行事業者の登録がすでに始まっており、ここは一旦制度の実施を中止し抜本的な見直しをすべきであるということから、私はこの陳情は採択すべきであると考えます。そこで第2の論点です。この陳情に対して議会として態度を明らかにすべきであり、継続審査にはすべきでないということでもあります。先ほど私の質問に対して総務産業常任委員会では継続中の審査を行ってきているということでもあります。その審査をふまえて一定の結論を出すべきであると考えます。そもそも憲法第16条で国民の権利として、公の機関に対して要望をすることができるとするものが請願権であり、当議会では陳情についてもそれに準じた扱いをすることになっています。国民の権利として住民が提出した請願や陳情については真摯に向き合うべきであるとともに、審議を尽くしたうえにはできるだけ速やかに結論を出すべきであると考えます。その意味では継続審査としたこのインボイスの問題に関して、総務産業常任委員会として閉会中審査を行ったことについては敬意を表します。一方で6月に同様の趣旨の陳情が出ており、更に継続審査となれば結論が出るのは早くても3月議会になります。陳情者は採決の結果を踏まえて次のアクションを考えるわけですから、そのためにも徒に結論の先延ばしをせず、本議会において採択をするか否かの採決をすべきであると考えます。以上、私はこの陳情は採択すべきであり、したがって継続審査にはすべきでないということをお願いして私の討論とします。

○議長

次に、継続審査とすることに賛成者の発言を許可します。

○小澤（10番）

私は委員長報告の継続審査に賛成の立場から討論に参加させていただきます。この陳情は消費税における適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の実施を中止することを求めている陳情です。しかし中止ということになると、すでに法案は通っているものでありまた陳情に記されているように、10月1日から実質的に適格請求発行事業者の登録申請受付が進められています。そういう意味では中止はいろいろな分野において影響が出るのが考えられます。またインボイス制度導入の目的は軽減税率により複雑化した消費税の算出を正確に行い把握することにあります。従って根本的な消費税の税制の形としては、理論的にかなっている方式であるので中止にはできないと考えます。しかしこの制度上事業者によっては受注減などのデメリットが発生する可能性があります。それが陳情にいうインボイス制度に対応できる状況ではないということだと思います。現在2023年10月からのインボイス制度実施に向けた適格請求書発行事業者の登録申請の受付が始まったわけですが、委員長報告にもあるように制度実施までには時間があり、不透明なところもあることから委員長報告通り、この陳情に対して継続審査とすることに賛成いたします。

○議長

ほかにございませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。陳情第14号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出についての陳情書については、総務産業常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることに賛成の方はご起立願います。

(起立 10人)

○議長

起立多数です。よって陳情第14号は、辰野町議会会議規則第72条の規定により委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。日程第11、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありません

んか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 12、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配布いたしましたとおりの議員派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議員派遣については、お手元に配布しましたとおりの派遣することに決しました。以上で本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

11 月 30 日に開会いたしました第 10 回辰野町議会定例会にご提案申し上げました追加議案を含め 16 議案すべてを、原案どおり可決いただき感謝申し上げます。一般質問では、防災、減災、子育て支援、福祉、教育、産業振興、環境、公共施設の管理など幅広い分野で質問をいただきました。私の 2 期目の町政についての考え、姿勢を問われる質問もいただきました。現在町では次年度予算の編成作業を進めているところでありますが、例年歳入の不足を補うため多額の基金の取り崩しや地方債借り入れに、頼りすぎるを得ない厳しい状況が続いています。将来への投資と持続可能な行財政運営の両立を図るため、すべての事務事業について必要性和優先順位を見直し、合理化効率化を図るとともに新規事業については、限られた財源で最大の効果が生み出される工夫を職員に指示しております。一方で過去の経験にとらわれない自由な発想で、時代の変化に対応し夢と希望が持てる未来につなげていくことも、目標に示しております。本議会一般質問の中でも町民要望に基づくいくつかのご提案をいただきましたが、将来を見据え集中と選択、創意工夫により一步一步着実に各施策を進めてまいり所存ですので、引き続き議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。来年の干支、壬寅には「陽気を孕み春の胎動を助く」つまり辛く厳しい冬はいずれ終わり暖かい春が来る、冬が厳しい程春の芽吹きは生命力にあふれ華々しく生まれる、そんな意味があるそうです。新型コロナとの戦いはまだまだ続きますが、大きな影響を受けている町

民生活、地域経済に支援に随時取り組んでいきます。本日追加議案で子育て世帯への臨時特別支援事業先行給付金を含む、一般会計補正予算を可決いただきましたが、残り5万円分の支援についても国の方針が明らかになりましたので、当町においては現金給付方式を選択し準備が整い次第速やかに対処してまいりますので、町民の皆様におかれましては引き続き感染予防の徹底と慎重な行動をお願いいたします。議員各位には、今年一年町のため、町民のためにご尽力いただきました。健康に留意され、穏やかなよいお年をお迎えいただけますようご祈念申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして11月30日に開会いたしました、令和3年第10回辰野町議会定例会を閉会といたします。16日間にわたる長丁場、大変ご苦労様でした。

10. 散会の時期

12月15日 午後 3時 25分 散会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係専門員 有賀智美の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 11 番

署名議員 12 番